

役員等の報酬及び費用弁償（交通費・旅費）に関する規程

社会福祉法人みつる福祉会

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人みつる福祉会（以下「この法人」という）定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員並びに評議員の報酬及び費用弁償を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第 16 条に基づき理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、(別表 1) の社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（勤務形態に応じた報酬等の区分）

第 3 条 役員と評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬（賞与を含む）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

また、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（費用弁償）

第 4 条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、法人及び施設業務を執行した場合、定款第 9 条第 2 項 及び第 23 条第 2 項 に則り、次のとおり費用を弁償する。ただし、この法人の施設長や職員を兼務している役員等に対しては、支給しないものとするが、定款第 2 条に示した職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等（宿泊費を含

- む)が発生した場合については費用弁償を行うものとする。
- 2 交通費の実費は、昭和認定こども園の就業規則の旅費規程に基づき支給する。

表1・理事と評議員の報酬

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合のみ報酬	3,000 円+所得税分
(2) 上記の他、法人と施設の業務の為の出勤	日額 10,000 円+所得税分

表2・常勤理事の報酬・

(1) 理事長の報酬	月額 500,000 円以内・賞与はなし ※年金受給を受けられる年齢に到達したときは、ここに示した月額報酬と年金受給額の合計が 50 万円を超えない範囲としての支給とする。 ※理事会と評議員会に出席しても表1の報酬は支給されない。
(2) 業務執行理事の報酬	月額 150,000 円以内・賞与はなし ※業務執行理事が、施設内職員の場合には報酬は支給されない。 また施設外部の者がこの任にある時、この月額を適用を辞退した場合は、実際の業務にあたった「表1の(2)」の日額の日数に乗じた算出額の支給となるがその際、この月額を超える場合は、この月額が支給上限になる。ただし理事会と評議員会の出席時の報酬は適用される。

表3・監事の報酬

(1) 監事監査を実施の報酬	日額 10,000 円+所得税分
(2) 理事会、評議員会会議への出席	3,000 円+所得税分
(3) 上記の他、理事長または業務執行理事の依頼を受けて法人と施設業務のための出勤	日額 10,000 円+所得税分 ※監事監査の実施における報酬は、この「表3の(3)」の「法人と施設業務のための出勤」の報酬と結合(二重)させて支給することはできない。

表4・非常勤理事の報酬

(1) 理事会等会議への出席	日額 3,000 円+所得税分
(2) 上記の他、理事長または業務執行理事の依頼を受けて法人と施設業務のための出勤	10,000 円+所得税分

(公表)

第 5 条 この法人は、この報酬・費用弁償規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める基準として公表する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。